

TMB ニュース

税理士法人

トータルマネジメントブレイン



【大阪本社】〒530-0045 大阪市北区天神西町 5-17 アティ南森町 6F
TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

【東京支社】〒104-0031 東京都中央区京橋 1-17-1 昭美京橋第 2ビル 9F
TEL : 03-3562-1607 FAX : 03-3562-1608

U R L <http://www.tsubota-tmb.co.jp/>
mail tmb@tkcnf.or.jp

平成 25 年 5 月 24 日

贈与税の納税義務者に税制改正が！！

平成 25 年度税制改正において平成 25 年 4 月 1 日以降の贈与に係る贈与税の納税義務者の判定に一部改正項目が加わりました。今回はその内容について詳しくお伝えいたします。

【改正の経緯】

今回の改正があった経緯としては国外財産を利用して租税回避を行う事例が多々ありました。その度、国側は課税しようと試みておりますが、敗訴しております。以前にも『武富士事件』があり、その際も改正が行われましたが、同様に海外で出産した子や孫に日本国籍を取得させずに贈与するような租税回避が後を絶たない為、今回の改正に盛り込まれたようです。

【内容】

今回の改正において変更になったのはいわゆる非居住無制限納税義務者と呼ばれる納税義務者の範囲についてです。内容は下記の通りとなります。

(改正前) 贈与により財産を取得した者で財産取得時において日本に住所を有しない者。

その取得者又贈与者がその贈与前 5 年以内に日本に住所が有る場合に限る

(改正後) 贈与により財産を取得した下記に掲げる者で財産取得時において日本に住所を有しない者。

日本国籍を有する者

その取得者又は贈与者がその贈与前 5 年以内のいずれかの時において日本に住所が有る場合。

日本国籍を有しない者

その贈与者が贈与時において日本に住所を有している場合。

贈与者 \ 受贈者		国内に住所あり	国内に住所なし			
			日本国籍あり		日本国籍なし	
			国外居住5年以下	国外居住5年超		
国内に住所あり		居住無制限納税義務者	非居住無制限納税義務者			
国内に住所なし	国外居住5年以下					制限納税義務者
	国外居住5年超					
		【国内・国外財産共に課税】		【国内財産のみに課税】		

改正前までは改正後の 国内に住所なし かつ 日本国籍なし かつ 国外居住 5 年超 に当たる部分はいわゆる制限納税義務者と呼ばれる納税義務者でした。今回この改正が行われたことによって国外財産に対しても課税が行われる事となったので注意が必要です。

改正前までは日本国籍を有しない受贈者が国外に有る財産を取得しても日本においては贈与税が課税されない状態でした。しかし、この度の改正により日本国籍を有しない受贈者が日本に在住していた贈与者の国外に在る財産を取得したときにも課税されるようになりました。

【まとめ】

今回は贈与税のみを解説しましたが、相続税についても同様の改正がありました。改正前までは日本国籍を有しない方が国外財産を相続しても相続税は課税されませんでした。今回の改正により被相続人が日本にいる場合には課税される事となりました。また、国外財産とは何か？という疑問もあると思います。その財産が国内財産か国外財産かというのは財産によって異なりますので注意が必要です。御不明点等ございましたら弊社までご連絡下さいませ。

(担当：坂井 奨)